門別競馬場きゅう舎建設用地整備工事
（造成等）

特 記 仕 様 書

一般社団法人北海道軽種馬振興公社

1. 総則

1-1. 工事の名称

門別競馬場きゅう舎建設用地整備工事（造成等）

1-2. 発注者

一般社団法人北海道軽種馬振興公社
〒055-0008 沙流郡日高町富川駒丘 76-1（門別競馬場内）
TEL 01456-2-2501
FAX 01456-2-2503
理事長　大鷹千秋

1-3. 工事の場所

北海道沙流郡日高町富川駒丘 76－5 ほか

1-4. 工事の目的

当該箇所において、きゅう舎新築工事に必要な建設用地整備工事（敷地造成工事等）を実施する。

1-5. 概要

本工事は、森林法第10条の2項第1項による林地開発行為の許可及び都市計画法第29条第1 項の開発行為許可での工事であり、何れも許可済である。

工事施工者決定後、工事施工者は速やかに必要書類を整理し、開発行為変更申請書を提出すること。

本工事の工期内において、同敷地内で建築工事等関連する別途工事が複数施工される予定である。別途工事施工者と十分に打合せ等を行い、相互に協力し円滑に工事を進捗させること。本工事施工者は令和 7 年 10 月 31 日迄の間、関連するきゅう舎建設用地整備工事施工者間の工事打合せ等を主催すること。さらに、きゅう舎建設工事着工までの間は、きゅう舎建設用地整備工事施工者間の工事調整を主導し、きゅう舎建設工事着工後は工事調整に協力すること。

別途発注される建築工事に関して、建築承認申請書の資料作成に協力すること。

また、本工事では、以下の工種における工事を実施する。

構造物撤去工	1式
敷地造成工	1式
法面工	1式
雨水排水設備工	1式
園路広場整備工	1式
管理施設整備工	1式
沈砂池工	1式
防火水槽工	1式
仮設工	1式
準備費	1式

上記工種のうち敷地造成工については、きゅう舎建築工事を着手する令和 6 年 10 月までに工事完了すること。

1-6. 工期

令和 7 年 10 月 31 日まで とする。

2. 適用

2-1. 適用基準（すべて最新版）

「北海道建設部土木工事共通仕様書」
「北海道建設部土木工事施工管理基準」
「写真管理基準」

さらに、上記共通仕様書及び後述の特記仕様書に記載の無い場合は、関連する要綱、指針、基準等に準拠し、その適用にあたって工事監督員と充分協議し承諾を得て進めること。

3.特記仕様書

3-1.構造物撤去工

現地で発生したアスファルトがら、コンクリートがら等は分別し、適切に各々の再資源化施設（中間処理施設）へ運搬し処分すること。

3-2. 敷地造成工

工事期間中、施工区域外への出水及び土砂流出を防止することに留意すること。

3-10. に示す表土鋤取り以外は土砂の場外搬出は考えていない。工事施工者は切土・盛土の土量バランスに常に留意し、監督員と協議の上、必要に応じて造成計画高を適切に見直すこと。

掘削範囲内に腐植土層があることを想定している。当該腐植土層は盛土に流用することとしているが、流用にあたっては盛土に適した改良土とすること。改良材の添加量は原位置土を採取し室内試験等にて決定すること。

盛土部及び道路部の不等沈下防止を目的として、沈下防止シートを敷設することとしている。

3-3. 法面工

法面は雨水貯留池を含めて張芝仕上げとする。

張芝仕上げに際し、雨水貯留地を含めて法面に補修が必要な場合、施工者の責にて適切に補修を行うこと。

工事完了日から１年間について張芝が枯死した場合は無償で取替えること。

3-4. 雨水排水設備工

素掘側溝は本工事で施工する沈砂池へ接続し、暗渠排水を除いたU字側溝、管渠等で集水した雨水排水は、先行工事で施工済の貯留池へ接続すること。

3-5. 園路広場整備工

アスファルト舗装（総厚 t=50cm）の表層２層、砂舗装（総厚 t=50cm）の表層１層は別途工事とする。

3-6. 管理施設整備工

敷地内に設置される柵類のうち、本工事では貯留池外周の転落防止柵（H=1.8m）及び転落防止柵門扉の施工とし、他は別途工事とする。

3-7. 沈砂池工

沈砂池には浸透桝を設置すること。計画堆砂高より上側は張芝仕上げとする。

3-8. 防火水槽工

40 ㎥級の防火水槽を 4 箇所設置すること。基礎部は良好な基床を構築した上に基礎砕石・基礎コンクリートを施工すること。

3-9. 仮設工

工事完了前に先行工事で設置した仮囲いを撤去すること。

工事用道路として砕石道路（t=30cm）を計上しているが、場所は特定していない。

3-10. 準備費

先行工事で施工した伐根の廃棄処分をすること。

表土は 20cm 程度の鋤取り・場外搬出を考えているが、原位置土の状況により盛土材として使用可能なものは監督員と協議の上、盛土材として使用すること。

3-11. 使用資材について

本工事に使用する製品及び材料は、設計上の規格・グレード等を標準仕様として示している。

3-12. その他

（1） 現場事務所・資材置場・駐車場等

工事施工にあたり門別競馬場敷地内には、現場事務所・資材置場・駐車場等を設置するスペースがないため、競馬場周辺かつ競馬開催に影響のない場所にスペースを確保すること。なお、工事総合定例の開催場所は公社が準備するものとする。

（2） 工事期間中の安全対策

競馬開催日には、総合的な安全対策を行うこと。

（3） 工程計画に関する注意事項

工事施工にあたっては、競馬開催の有無にかかわらず 1 年を通して、競走馬への配慮が必要です。特に音を伴う工事については、事前に監督員と十分な協議を行い競馬や工事に影響がないように調整すること。

（4） 設計変更への対応

設計変更が生じた場合はその都度協議すると共に、本仕様書は設計変更が生じた場合にはその都度、増廃、または追補するものとする。

開発区域位置図

A1 S=1/10000
A3 S=1/20000